

< 物納制度改正による新旧対照表（不動産物納の場合） >

項目	これまでの対応	改正の 対 応	改正後の対応
適用時期	H18年 3/31 までに相続が開始した方 H18年 12/31 までに贈与を受けた方		H18年 4/1 以後に相続が開始した方 H19年 1/1 以後に贈与を受けた方
金銭納付を困難とする事由	物納申請の添付書面「金銭納付を困難とする理由書」により判断していたが、制度改正の2年程前から、延納による納付困難な理由を厳しく追求されていた。	×	相続税法基本通達に「物納の許可限度額」の計算式が明確にされたことから、この計算式の算出金額以上の物納申請は不可能になると思われます。 【物納の許可限度額計算式】 $A - ((B + C + D) - ((E \times 3) + F))$ A=相続税額 B=納税義務者が相続税納期限又は納付すべき日において有する現金及び有価証券等 C=納税義務者が相続税納期限又は納付すべき日において有する預貯金の額 D=納税義務者が相続税納期限又は納付すべき日において有する換価容易な財産の価格 例)・評価が容易で、かつ市場性のある財産で、速やかに売却等の処分をする事が出来る物 ・納期限又は納付すべき日において、確実に取り立てる事が出来るとみとめられる種類 ・納期限又は納付すべき日に取り立てることが出来ると認められる債権 E=生活の為に通常必要とされる1月分の費用 F=事業継続の為に当面必要な運転資金
物納財産の順位	第1順位: 国債・地方債・不動産・船舶 第2順位: 社債・株式・証券投資信託 又は貸付信託の受益証券 第3順位: 動産		第1順位: 国債・地方債・不動産・船舶 物納劣後財産に該当する不動産 第2順位: 社債・株式・証券投資信託 又は貸付信託の受益証券 物納劣後財産に該当する株式 第3順位: 動産
特定登録美術品は、上記の順位にかかわらず物納に充てることが出来ます			
物納申請時の必須提出書類	・物納申請書 ・物納申請財産の物件目録 ・金銭納付を困難とする理由書		・物納申請書 ・物納物件目録(申請書別紙) ・金銭納付を困難とする理由書(申請書別紙) ・上記内容を説明する資料の写し ・他に適当な財産がないことについての申出書 物納申請財産が物納劣後財産の場合 ・物納手続関係書類(別表参照) ・物納手続関係書類提出期限延長届出書 上記書面が提出出来無い場合 ・物納申請財産チェックリスト
利子税の納付	物納申請中は利子税の納付はありませんが、物納申請を取下げ、延納申請へ切替えが認められると、利子税の納付義務が発生します。	×	物納申請から物納許可迄の間、利子税の納付が必要となりました。但し、税務署の手続に要する期間は利子税が免除されます。 【利子税計算式】 $\frac{\text{納付すべき本税} \times \text{利子税率} \times \text{日数}}{365} = \text{利子税}$ 利子税率は年7.3%又は前年11/30の公定歩合+4%のいずれか低い方(H18年度は年4.1%)

項目	これまでの対応	改正の対応	改正後の対応
審査期間	物納申請から許可又は却下迄の期限は定められておりませんでした。 物納審査期間中に、「物納申請不動産に関する補完等の通知書」の提出期限が、概ね1～3ヶ月程度とされていました。		物納申請期限から3ヶ月以内に却下又は許可を行ないませんが、以下の場合には9ヶ月迄審査期間が延長される場合があります。 ・申請財産が多数ある場合 ・申請財産が遠方で調査に時間を要する場合 ・財産性質や特徴等により管理処分不適格財産に該当するか否かの審査期間が掛る場合 ・風水害等により調査不可な期間がある場合
物納手続関係書類の提出	改正後の「物納手続関係書類」の(案内図・公図・謄本・測量図・境界確認書・道路査定図等)書類は、物納申請段階での提出義務はありませんでした。	×	『物納手続関係書類』を申請時に提出できない場合は、届出により1年以内の提出期限の延長(1度に3ヶ月程度)が認められます。但し、期限内に延長申請の届出がされない場合は、物納申請を自ら取下げたものと見做され、延滞税の対象となります。
条件付物納許可	「地下埋設物がないこと等の確認書」の提出を求められた財産は、土壤汚染対策法に適合しない汚染が判明し、国がその除去を講じた場合、まず国が汚染原因者に費用請求するものとし、汚染原因者が特定できない時には、納税者が負担すると規定していました。		汚染物質除去の履行義務などの条件を付されて物納許可を受けた後に、物納許可財産に土壤汚染などの瑕疵がある事が判明し、物納許可5年以内に汚染の除去等を求められ、その措置が出来ない場合には、物納許可が取り消される事があります。
物納の再申請	申請財産が、管理処分に不相当であると認められる場合は、物件変更を求められ、「相続税物納財産変更要求通知書」が通知後20日以内に「物納財産変更申請書」の提出がない場合は、申請を取下げたものと見做し、他に物納出来る財産が無い事が明らかな場合には、変更要求を行わずに却下処分がなされていました。	×	物納申請財産が「管理処分不適格財産(場合によって物納劣後財産も含む)」と判断された時点(物納申請から原則3ヶ月以内)で、物納申請が却下されることになりました。但し、物納を却下された財産に変えて、1回に限り他の財産による物納の再申請を行う事が出来ますが、再申請財産が却下された場合には、救済措置がありません。
延納への変更	物納申請を取下げる際に、必要書類(延納申請書・担保提供書・抵当権設定承諾書・印鑑証明書・登記簿謄本等)を提出する事で、延納申請への変更は容易に認められていました。	×	延納による納付が困難でないとの理由で、物納申請を却下された場合は、物納から延納へ変更が出来ますが、物納申請を自ら取下げた場合には、延滞税を納付しなければならなくなりました。
延納からの変更	一度延納申請を行った税額は、物納申請へ変更出来ませんでした。 H7年の特例物納申請期間を除く		延納許可を受けた相続税額で、延納条件の履行が困難となった場合は、申告期限から10年以内の分納期限未到来の税額部分に限り、物納に変更出来る、特定物納制度が創設されました。この場合、物納申請から許可迄は当初の延納条件による利子税(不動産割合に応じて年2.0%～3.3%)を納付することとなります。